

第4節 公害苦情の発生を抑止します

施策1

公害苦情の概況

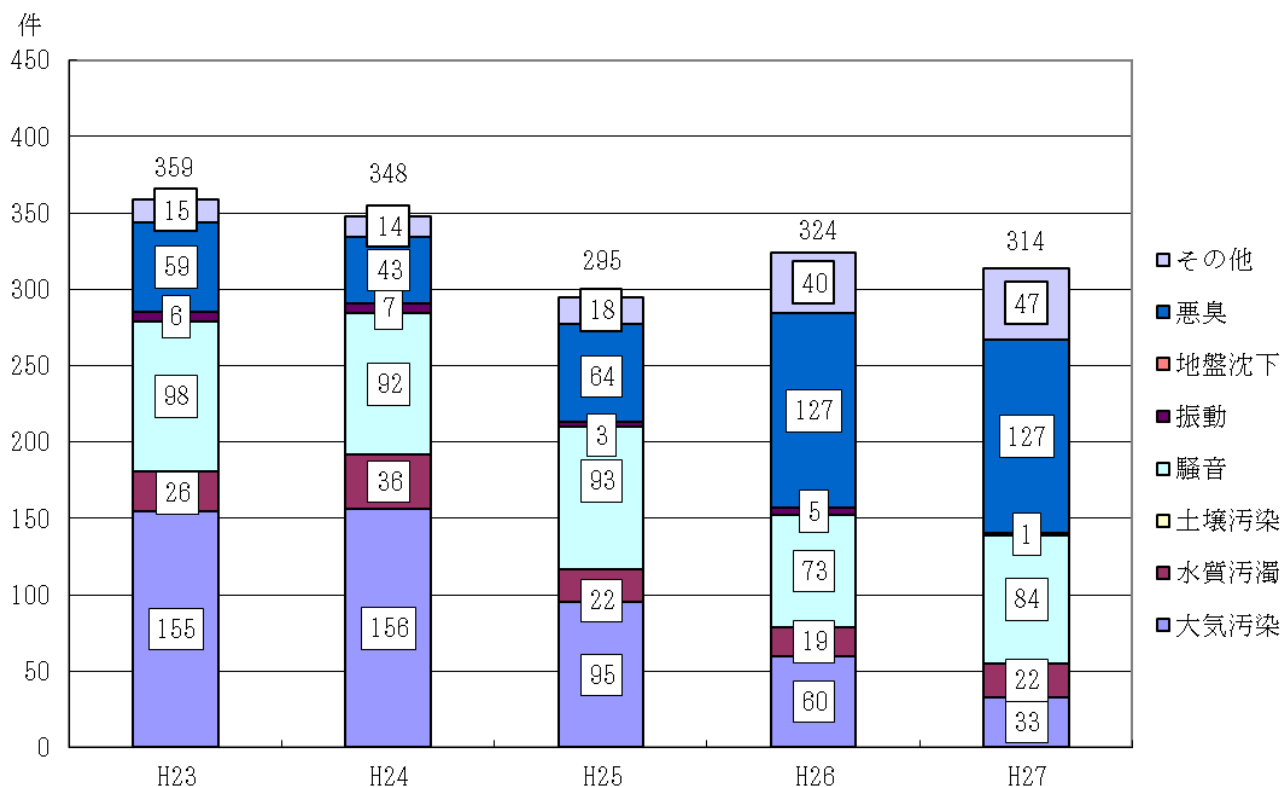
1. 公害苦情

(1) 概況

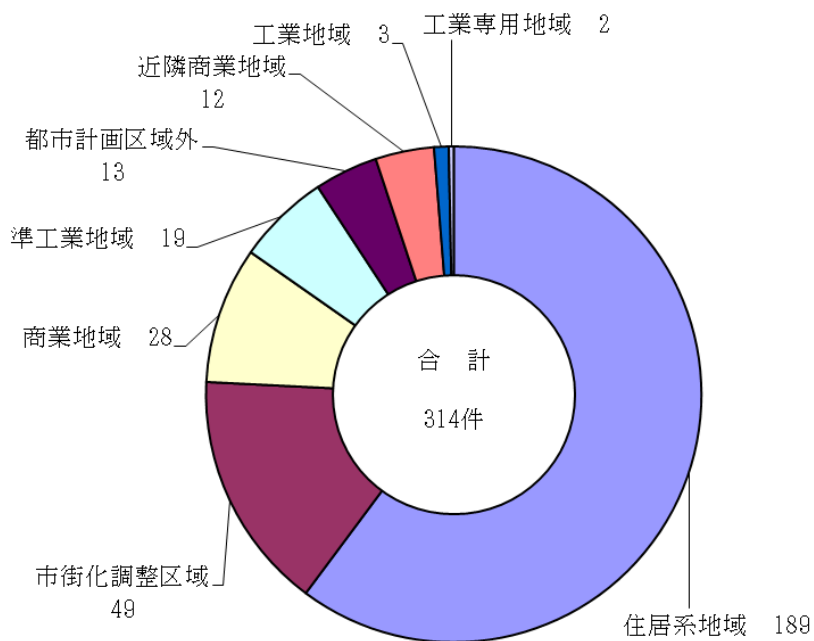
地方自治法及び公害紛争処理法に基づき、市民から寄せられる公害苦情の処理を実施しています。平成27年度における公害苦情の受理件数は、314件となっています。

種類別に見ると、悪臭に係る苦情が127件で最も多く、次いで騒音、大気汚染となっています。苦情の発生源を地域別に見ると住居系地域での苦情が最も多く、業種別に見ると、会社・事業所以外（主に家庭生活）、建設業、製造業、サービス業の順になっています。

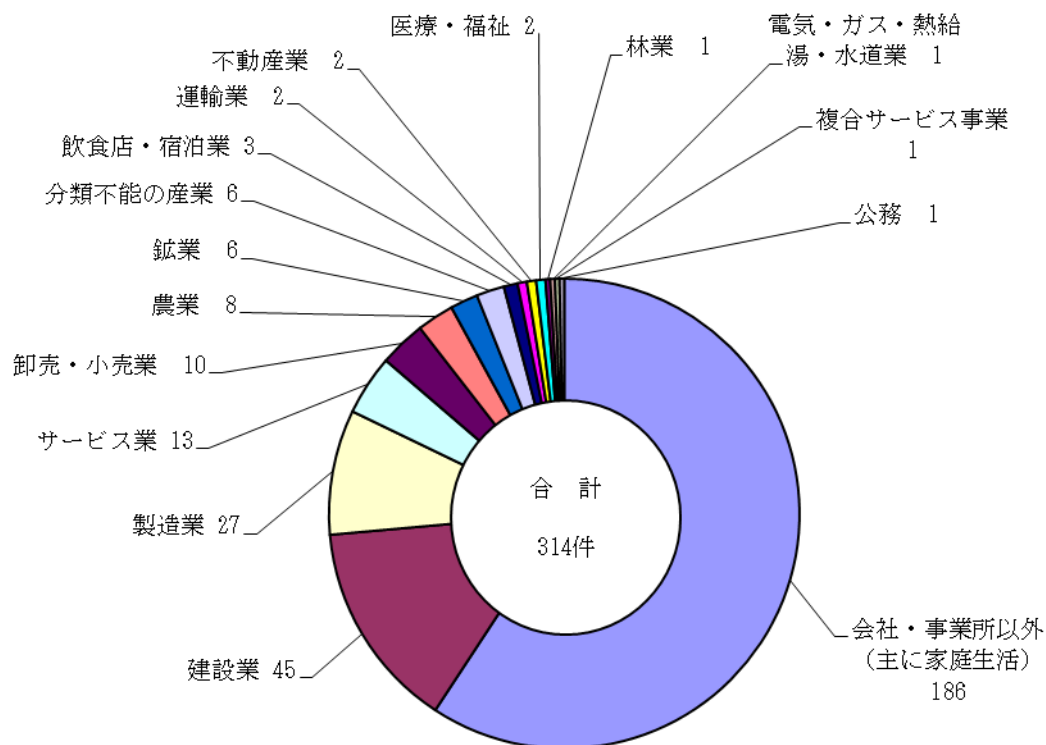
公害苦情の受理件数の推移



平成27年度地域別苦情件数



平成27年度業種別苦情件数



(2) 現況と対策

大気汚染

苦情件数は33件で、前年度と比較すると27件減少しています。苦情の内容をみると、主な原因として野外焼却があります。その他に、工事・建設作業の粉じんや産業用機械の粉じん等に起因する苦情などがあります。発生源別にみると、家庭生活、建設業からのものが多くなっています。

家庭生活に起因する野外焼却の苦情については、個別の処理に加えて市報等での広報活動を行いました。

水質汚濁

苦情件数は22件で、前年度と比較すると3件増加しています。苦情の内容をみると、主に生活排水や小規模事業場の排水に起因する水路や河川の汚濁や悪臭、油の流出に関する苦情となっています。これらの発生源に対しては、適切な排水処理を行うよう助言や改善の指導を行いました。

騒音・振動

苦情件数は85件で、前年度と比較すると7件増加しています。苦情の内容をみると、主に工事・建設作業や工場・事業所の産業用機械、家庭生活などに起因する苦情があります。

工場・事業場に起因する苦情については、立入検査を行い指導しました。特定建設作業については、届出時に工法や使用機種等について事前指導を行いました。また、近隣騒音苦情については、パンフレットの配布や市報による広報活動を通じてその未然防止に努めました。

悪臭

苦情件数は127件で、前年度からの増減はありません。苦情の内容をみると、野外焼却が主な原因となっています。その他に、産業用機械の作動に起因する苦情、飲食店などのサービス業の営業に起因する苦情などがあります。

家庭生活に起因する野外焼却の苦情については、個別の処理に加えて、市報等での広報活動を行いました。また、発生源である工場・事業場に対しては、悪臭防止施設の改善、維持管理の徹底を指導しました。

その他

苦情件数は47件で産業廃棄物の不法投棄等、典型7公害に含まれないものが該当します。